

○中津市メイプル耶馬サイクリングロード活用支援補助金交付要綱

令和5年6月1日制定

改正

令和8年3月16日中津市告示第66号

(趣旨)

第1条 中津市メイプル耶馬サイクリングロード活用支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、中津市補助金等交付規則（平成19年中津市規則第9号。以下「規則」という。）及び補助金等の交付手続に関する特例規則（平成18年中津市規則第7号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）が、メイプル耶馬サイクリングロード（以下「サイクリングロード」という。）を活用するイベント事業（以下「補助事業」という。）を行うのに要する経費を市が補助することにより、サイクリングロードの魅力発信と、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(交付の対象者)

第3条 補助事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 主たる活動の場が市内にあること。
- (2) 自主的かつ自発的な運営が行われている、又はその見込みがあること。
- (3) 18歳以上の構成員3人以上（原則、同一世帯、同一世帯とみなされるものを除く）で組織され、その2分の1以上が旧下毛地域内に在住する者であること。
- (4) 政治的活動及び宗教的活動を目的とする団体でないこと。
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 組織の運営に関する規約、会則、銀行口座等があり、会員等の名簿を備えていること。
- (7) 設立趣旨又は活動内容その他の事項により補助の対象として適当でないと認められる団体でないこと。

(交付の対象事業ならびに対象経費)

第4条 この補助金の交付の対象となる補助事業は、以下の全ての要件に当てはまるものとする。

- (1) 市内で開催され、参加者がサイクリングロードを活用し、地域との交流が行われる営利を目的としないイベント事業であること。
- (2) この要綱による補助金を除き、本市から補助金その他これに類する助成を受けて開催するイベント事業でないこと。
- (3) 地域の活性化に資するイベント事業であること。
- (4) 公募により参加者を募集するイベント事業であること。
- (5) イベントのスタート、ゴール、又は、宿泊地点の少なくとも一つが市内であること。

2 補助対象経費、補助率、補助限度額及び補助金の交付期間については、別表1のとおりとする。  
なお、補助限度額の範囲内であれば、年度内に何度でも申請可能とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、イベントの開催日の14日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) イベントの実施要項
- (2) イベントの収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合、当該申請書の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

2 補助金の交付の決定には、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(申請の取下げ)

第7条 補助金の交付の決定の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して30日以内に、書面により申請の取下げをすることができる。

(変更等の承認)

第8条 補助事業者は、次のいずれかに掲げる場合においては、あらかじめ補助事業変更等承認申請書(様式第3号)により市長の承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の2割を超えない範囲内の増減の場合又はあらかじめ申請することができないやむを得ない事情があると市長が認める場合を除く。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更をする場合
- (2) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合

(遅延等の報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業事故報告書(様式第4号)により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(交付の決定の変更等)

第10条 市長は、次のいずれかの場合において、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更し、又はその決定の全部若しくは一部を取り消したときは、補助金交付決定変更(取消)通知書(様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。

- (1) 第8条の承認をした場合
- (2) 前条の報告を受けた場合
- (3) 規則第8条第1項の規定により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (4) 補助事業者が規則第14条第1項各号のいずれかに該当する場合

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について市長の要求があったときは、速やかに状況報告書(様式第6号)により市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から起算して30日を経過した日又は翌会計年度の4月30日のいずれか早い日まで実績報告書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13条 市長は、前条の報告を受けた場合は、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定内容(第8条に基づく承認を

受けたときは、当該承認を受けた内容を含む。)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書(様式第8号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 補助金は、前条の規定により交付すべき額が確定した後に支払うものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還及び規則第16条第1項に規定する加算金の納付を命ずるものとする。

- 2 前項の規定による補助金の返還及び加算金の納付は、当該補助金の返還を命ぜられた日から起算して30日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、規則第16条第2項に規定する延滞金を課する。

(関係書類等の整備)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした帳簿、書類等を常に整備しておくとともに、当該書類等を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に完了した事業における第12条から第16条までの規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則 (令和8年3月16日中津市告示第66号)

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表1 中津市メイプル耶馬サイクリングロード活用支援事業（第4条関係）

(補助率) 10/10以内、(補助金の交付期間) 最大1年間、 (補助対象限度額) 50万円/年度	
補助対象経費	内容
報償費	イベント等において支払われる専門家・講師等に対する謝金等。
旅費	イベント等において支払われる専門家・講師等に対する旅費。(補助事業者の旅費を除く。)
消耗品費	事業に必要な消耗品の購入費。
印刷製本費	事業に必要なパンフレット・ポスター等の印刷代。
燃料費	事業に必要な車両又は機械の燃料費。
通信運搬費	郵便料(切手・はがき)、物品の宅配便等。 ただし、補助事業者の電話料金、インターネット通信代は除く。
保険料	事業の実施に係る保険料。
材料費	事業に使用する材料費。
委託料	イベント開催に際し、必要となる委託料(ただし、補助対象経費の50%以内とする。)
使用料及び賃借料	車両又は機械の借上料若しくは会場使用料その他の経費。 ただし、団体等が使用している施設等の使用料は除く。
その他	その他事業の実施のために市長が必要かつ適正と認める経費。